

令和２年度南部町指定管理候補者選定に係る基準について

1 選定基準

施設の設置条例で定める基準に基づき、次に掲げる項目を基本として設定するものとする。

2 項目と配点

具体的な選定項目及び配点は、次のとおりとする。

(1) 公募による指定管理候補者選定

【様式第１号】による。

※価格評価点については、小数点未満を切り捨てる。

(2) 指名による指定管理候補者選定

【様式第２号】による。

3 評価事項に対する採点の目安

５点・・・非常に優れている

４点・・・優れている

３点・・・普通

２点・・・劣っている

１点・・・非常に劣っている

4 最低基準点

公募による候補者となることができる最低基準点は６０点（１００点満点）とし、指名による候補者となることができる最低基準点は４０点（８０点満点）とする。

(1) 審査の結果、候補者となることができる最低基準点以上の団体が存在しなかった場合は、周知方法等を工夫の上、再度公募を行う。

(2) 選定した候補者の提出した書類等に虚偽があることが判明した場合、協議調整が整わなかった場合その他選定した団体を候補者として選定できなくなった場合は、次点候補者と協議を行い、候補者とする。

(3) (1)及び(2)において、施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合は、公募によらないことができる。